

岐阜県公報

目次

告示
 道路の区域変更
 道路の供用開始
 保安林の指定予定
 (道路維持課)二六九
 (同)二六九
 (可茂農林事務所)二七〇

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請
 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
 平成二十三年度岐阜県農業大学校入学試験の実施
 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
 公共測量の終了
 建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域で定める
 事項の区域区分の変更案の縦覧
 保安林に指定する予定である旨の通知
 (環境生活政策課)二七二
 (商業流通課)二七二
 (農業技術課)二七四
 (建設政策課)二七五
 (用地課)二七六
 (建築指導課)二七六
 (中濃農林事務所)二七七

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(ときは翌日)

告示

岐阜県告示第二百七十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十二年四月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

岐阜県知事 古田 肇

第二千百三十六号
平成二十二年四月二日

(金曜日)

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後(メートル)	敷地の幅延長(メートル)	備考
一般国道	四百十八号	山梨市中洞字行徳三六二番地先から 同市同字火打岩三一九番一三三三番まで	前A 五・六 後B 一五・六	一三三・〇 一三三・〇	

岐阜県告示第二百七十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十二年四月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

				平成二十二年四月二日	
道路の種類	道路の線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
同 市同 町同 字脇洞 八二一番一地先まで	高山市庄川町新淵寺地 五九九番一地先から			七〇・〇	
					備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
				岐阜県知事 古 田 肇	

				平成二十二年四月二日	
道路の種類	道路の線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
同 市同 町同 字脇洞 八二一番一地先まで	高山市庄川町新淵寺地 五九九番一地先から			七〇・〇	
					備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
				岐阜県知事 古 田 肇	

岐阜県告示第二百七十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十二年四月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十二年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百七十四号					
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。					
平成二十二年四月二日					
岐阜県知事 古 田 肇					

一般国道 百五十八号					
同 市同 町同 字ヨリ洞 八六七番一地先まで	同 市同 町同 字ヨリ洞 八六九番一地先から	同 市同 町同 字ヨリ洞 五九番一地先まで	同 市同 町同 字ヨリ洞 三二〇番一地先から	同 市同 町同 字ヨリ洞 三一九番一地先まで	同 市同 町同 字ヨリ洞 四〇四番一地先まで
一〇〇・〇	五二・五	二二・〇	四五・〇	二二・五	一一九・〇
平成 二二・四・二					
平成 二二・三・三〇					

一 保安林予定森林の所在場所
加茂郡白川町河岐字前山一一四七の一

二 指定の目的
落石の危険の防止

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(三) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百七十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
加茂郡白川町赤河字西増田一五五五の二〇（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
落石の危険の防止

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百七十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
加茂郡白川町河岐字前山一一五一の一、一一五二の一

二 指定の目的
落石の危険の防止

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(三) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
加茂郡東白川村五加字小島二五八六の一
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年三月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ゆうき救命の会
- 三 代表者の氏名 大口 弘
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市東町一丁目六番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く市民に対して蘇生法および応急処置に関連する知識や技術の普及、啓発、情報提供等に関する事業を行い、互いを思いやりや勇気を持つて救命活動が行える安心・安全な社会の実現、および国民の健康の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年三月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人かがやき
- 三 代表者の氏名 中川 智文
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市御厩野二九四四番地一八四
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人々とその家族が住みなれた地域で安心して生活を営むことができるよう、ケアホーム・グループホームの位置・運営を行うとともに、豊かな社会生活を送るために必要な支援を行い、関係諸団体と連携し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年四月二日から四月間岐阜県商工労働部商業流
通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成二十二年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年三月十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社サン・ストラッセ

三 建物の名称及び所在地

サンサンシテイマーゴ

関市倉知五一六番地

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ
ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社タカラブネ 外四七社

(変更後) 株式会社スイートガーデン 外四二社

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模
小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年四月二日から四月間岐阜県商工労働部商業流
通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成二十二年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年三月二十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社二トリ

三 建物の名称及び所在地

二トリ岐阜店

岐阜市正木中二丁目二番一号 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 一三七台

(変更後) 一七三台

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模
小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年四月二日から四月間岐阜県商工労働部商業流
通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成二十二年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年三月十八日

二 届出者の氏名又は名称
株式会社サン・ストラッセ

三 建物の名称及び所在地
サンサンシテイマール
関市倉知五一六番地
変更しようとする事項

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 二二、四八八平方メートル
(変更後) 二五、四五五平方メートル
駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 一、六〇四台
(変更後) 一、五四五台
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 十二箇所
(変更後) 十箇所
変更年月日
平成二十二年十一月十九日

五 平成二十三年度岐阜県農業大学校入学試験の実施
岐阜県農業大学校学則(昭和五十七年岐阜県規則第五十二号)第九条の規定により、平成二十三年度岐阜県農業大学校学生の入学試験を次のとおり実施します。
平成二十二年四月二日
岐阜県知事 古 田 肇

一 試験方法
推薦入試及び一般入試

二 入学定員
三十名

三 推薦入試 二十五名程度 一般入試 五名程度
受験資格

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項に規定する者又は同

法による高等学校を平成二十三年三月末日までに卒業する見込みの者

2 推薦入試を受けようとする者は、県内高等学校長が推薦する者であること。

四 受験手続
受験しようとする者は、次の書類をそろえ、岐阜県農業大学校に提出してください。

1 入学願書(指定用紙)
2 高等学校調査書等

3 推薦入試の場合は、県内高等学校長の推薦書(指定用紙)

五 入学願書受付期間
推薦入試 平成二十二年十月一日(金)から十月十五日(金)まで
一般入試
一次募集 平成二十二年十二月十三日(月)から平成二十三年一月十四日(金)まで
二次募集(一次募集において欠員が生じた場合のみ実施)
平成二十三年二月十四日(月)から三月四日(金)まで
なお、郵送による場合は、推薦入試、一般入試とも受付期間の最終日までの消印があるものに限り受け付けます。

六 入学試験料
千七百三十円に相当する額の岐阜県収入証紙を入学願書にはり付けて納付してください(消印をしないこと)。

七 入学試験の日時、場所及び科目
1 試験日時
推薦入試 平成二十二年十月二十二日(金) 午前十時から午後四時まで
一般入試
一次募集 平成二十三年一月二十一日(金) 午前十時から午後四時まで
二次募集(実施する場合)
平成二十三年三月十一日(金) 午前十時から午後四時まで

2 試験場所
可児市坂戸九三八番地 岐阜県農業大学校

3 試験科目

区分	筆記試験	面接試験	小論文
推薦入試	無	有	有
一般入試	必須科目 国語総合 選択科目 数学、生物、農業科学基礎のうち のいずれか一科目	有	有

八 合格者の発表

1 発表の日時

推薦入試 平成二十二年十一月五日(金)午前十時

一般入試

一次募集 平成二十三年二月二十八日(金)午前十時

二次募集(実施する場合)

平成二十三年三月十五日(火)午前十時

2 発表方法

岐阜県農業大学校本館前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合否の結果を受験者本人に通知します。

九 試験結果の提供

平成二十三年度岐阜県農業大学校入学試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

筆記試験の科目別得点

2 提供期間

合格発表の日の翌日から一か月間

3 提供する場所

岐阜県農業大学校

4 提供を受けるために必要な書類

ア 受験票

イ 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることが確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 学科

野菜・果樹学科及び畜産学科

2 教育年限は二年で、全寮制です。

3 授業料は、平成二十二年度の場合、年額六万七千二百円です。

4 受験に必要な指定用紙の請求及び受験手続については、岐阜県農業大学校又は各農林事務所に問い合わせてください。

5 卒業者は、人事院規則上「短大卒」の資格を有する者に準じて取り扱われます。

6 県内に就農する学生は、在学中に就農支援資金(就農研修資金)の貸付けを受けることができます。

7 入学試験料は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しません。

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年四月二日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十二年二月十九日	宮崎建築	宮崎初雄	大垣市荒川町一九〇一四	般十九 六一六九	建築及び大工工事業
平成二十二年二月十九日	杉浦建設	杉浦秀世	恵那市明智町九四七 八五	般十八 七〇〇三三三	土木工事業

公共測量の終了
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十二年三月五日	有限会社 山進木工	代表取締役 山下昌男	飛騨市神岡町殿二〇八番地四五八	建具工事業
平成二十二年三月三日	丸八電工社	蜂矢七朗	岐阜市黒野南四六〇〇七五八	電気工事業
平成二十二年三月一日	株式会社 南組	代表取締役 南和巳	高山市朝日町上ヶ見一二五〇五	八管工事業
平成二十二年二月二十五日	日建コンクリート工業株式会社	代表取締役 成瀬修一	中津川市駒場一六六番地の〇三三	土木及びとび・土工事業
平成二十二年二月二十五日	早川建築事務所	早川功一	中津川市付知町五六六三二二六〇	建築工事業
平成二十二年二月二十五日	株式会社 ヨシキ	代表取締役 高越正隆	飛騨市古川町下気多六一六七六〇	管工事業
平成二十二年二月十九日	株式会社 平尾工務店	代表取締役 安藤力	恵那市明智町一八〇五三一七二九	土木、とび・土工、ほ装及び水道施設工事業

第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成）

三 作業期間

平成二十一年八月二十七日から
同二十二年三月十九日まで

四 作業地域

木曾川下流河川事務所管内（木曾川・長良川・揖斐川地内）

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域で定める事項の区域区分の変更案の縦覧

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）に基づき次に掲げる事項の区域区分の変更をしたいので、次のとおり案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 用途地域の指定のない区域内で定める事項

1 法第五十二条第一項第六号に規定する容積率の限度

2 法第五十二条第二項第三号に規定する前面道路の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率の限度

3 法第五十三条第一項第六号に規定する建ぺい率の限度

4 法第五十六条第一項第二号二に規定する隣地境界線からの距離に対する建築物の
高さの限度

5 法別表第三に欄五の項に規定する前面道路からの距離に対する建築物の高さの限
度

二 区域区分の変更を行う市

瑞穂市

三 区域区分の変更を行う土地の区域

計画図書において表示する区域

四 案の縦覧場所

岐阜県都市建築部建築指導課及び瑞穂市都市整備部都市開発課

五 縦覧期間

平成二十二年四月五日から同年四月十九日まで

保安林に指定する予定である旨の通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二の規定による通知について、
相手方が知れないので、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を関市役所に掲
示するとともに、次のとおりその要旨を公示する。

平成二十二年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 相手方の登記簿上の住所及び氏名

武儀郡富野村西神野九〇四番地の九 有限責任富野信用購買販売組合

二 通知の要旨

平成二十二年二月二十六日付け岐阜県告示第百三十八号のとおり、森林が保安林に
指定される予定である。

平成二十二年四月二日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ
ビー・アール・テクノセンター